

(案)

## 県央二次医療圏における病院等の開設等の事前協議に係る公募条件

平成 29 年 月 日

神奈川県保厚木保健福祉事務所

- 1 原則として、医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の規定により定められた病床機能区分のうち、県央二次保健医療圏又は構想区域において、現に不足し、又は将来不足することが見込まれる機能区分の病床を公募することとする。
- 2 次のいずれかに該当する病床については、1 にかかわらず、公募対象とする。
  - ・ 県央二次保健医療圏又は構想区域の中で病床機能の地域偏在が存在する場合、一定の地域で特に整備の必要性が認められる機能区分の病床
  - ・ 人口の急増等により、なお当面、整備が必要と考えられる機能区分の病床
  - ・ その他、地域の実情に応じ、良好な医療提供体制を確保するために必要性が高いと考えられる機能区分の病床

## 【参考】

## 医療法施行規則

(病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十三第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの
- 二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの(前号に該当するものを除く。)
- 三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)
- 四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させるもの